

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市长	平成28年8月27日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽仏現寺町1番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 帝産京都自動車株式会社 代表取締役社長 難波 潔 電話075-691-8161

主たる業種	一般旅客自動車運送業						細分類番号	4	3	2	1	
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ											
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで											
基本方針	平成26年4月から平成29年3月までの期間において、基準年度より温室効果ガス排出量を4.7%削減する。											
計画を推進するための体制	日々の乗務員点呼において、運行管理者(役員)を中心として、アイドリングストップの呼びかけ・指導とエコドライブの推進を徹底する。											
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率						
	事業活動に伴う排出の量	2,222.6 トン	2,073.7 トン	2,383.9 トン	トン	0.3 パーセント						
	評価の対象となる排出の量	2,261.1 トン	1,769.1 トン	2,079.3 トン	トン	-14.9 パーセント						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価	引き続き、無駄な回送を控え効率配車に努めるよう点呼時に啓蒙しているが、小型バスなどの長距離輸送が多かったため増加した。										
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率					
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (車両走行キロ×1/1000)	44.10	36.50	34.72		-19.25 パーセント					
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント					
	実績に対する自己評価	乗務員増員計画に伴い、稼働率が増加し、走行距離が伸びる見込みであったが、無駄な回送を控え、効率配車を推進することにより、削減できた。										
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考							
	36.0 パーセント	33.0 パーセント	33.0 パーセント	33.0 パーセント								
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	機器の適正な運転管理に努めた。										
	(27)年度	機器の適正な運転管理に努めた。										
	(28)年度											
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	旅客運送事業のため、乗務員は早朝や深夜の出退勤があり、自動車を利用した通勤を控えることは難しいが、管理部門の社員には電車・バス等の交通機関を利用して出勤することを勧めた。										
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	管理部門の車通勤減少。地方からの新入社員に対しては社内寮もしくは徒歩圏内の賃貸物件を紹介して入居に至っている。										
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考							
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン								
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン								
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン								
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン								
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン								
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン								
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	イベント等に今後も参加して行く。											
特記事項	27年度は304.6トン超過削減量を差引している。											

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。